

令和4年1月10日まで実施

## がんばれ花巻！対象店舗で最大20%が戻ってくるキャンペーンを利用しながら地域のお店を応援！



地域のお店を応援するため、市内対象店舗でキャッシュレスQRコード決済サービス「PayPay(ペイペイ)」で決済(\*)した場合に、支払額の最大20%のPayPayボーナス(ポイント)を還元するキャンペーンを実施しています。

\* PayPay残高、ヤフーカード、PayPay後払い(一括)による決済が対象です

■期間 令和4年1月10日(月・祝)[午後11時59分]まで

■内容 キャンペーン期間中、PayPayで支払うと、決済金額の最大20%のPayPayボーナス(ポイント)が付与されます。

※ PayPay 1 アカウントにつき1決済当たりの付与上限は4,000円相当(例:10,000円分の買い物で2,000円分のPayPayボーナスを付与)、期間中の付与合計上限は15,000円相当

### ■PayPayボーナス付与

ポイントは、支払日の翌日から30日後に付与され、PayPay加盟店舗での代金の支払いに使用できます。

### ■お客様相談窓口

- PayPayお客様相談窓口…毎日、24時間、☎0120-990-634
- ソフトバンク花巻桜台店(予約制)…午前10時～午後7時、☎21-3231

\*利用できる対象店舗は、市ホームページで紹介しています



市ホームページ QRコード

【問い合わせ】本館商工労政課(☎41-3534)

3月31日まで支給期間を延長

## 国民健康保険・後期高齢者医療の加入者が対象 傷病手当金



国民健康保険または後期高齢者医療の加入者で、新型コロナウイルス感染症の影響により、勤務先から給与を受け取ることができなかった場合に、傷病手当金を支給します。

今回、支給期間に定められていた期間要件を3月31日まで延長。1月1日以降においても一定の期間、傷病手当金を受けられるようになりました。

### ■対象 次の要件を全て満たす人

- ▶ 国民健康保険または後期高齢者医療の加入者
- ▶ 新型コロナウイルス感染症に感染または発熱などの症状で感染の疑いがあり、就労できなかった期間がある場合
- ▶ 勤務先から給与の支払いを受けている加入者で、全額または一部の支給を受けられなかった場合

■支給期間 就労できなかった期間のうち、初めの3日間を除いた4日目以降の期間

※就労できなかった期間の4日目が令和2年1月1日～4年3月31日の間に含まれていることが要件

■支給額 1日につき、直近の連続した3カ月間の給与収入の合計額を就労日数で割った金額の3分の2

\*申請方法など詳しくは、市ホームページで紹介しています



国民健康保険の傷病手当金 QRコード



後期高齢者医療の傷病手当金 QRコード

【問い合わせ】本館国保医療課(☎41-3583)

最大で150万円支給

## 失業者を雇用した事業主が対象 花巻市離職者等正規雇用促進奨励金



市では、新型コロナウイルス感染症の影響により就労の場を失った人の再就職を支援するため、期間を定めない正規雇用労働者として雇い入れた事業主を対象に奨励金を支給しています。

- 対象 ▶市内に居住し市内で事業を営む個人事業主▶市内に事業所を有し市内で事業を営む法人一のいずれかに該当し、次の要件を全て満たす事業主
  - ▶ 公的または民間の職業紹介機関を通じ、期間の定めがない正規雇用労働者として令和2年12月8日以降に離職者を雇い入れた事業主
  - ▶ 解雇または雇止めをしていない事業主
  - ▶ 令和2年6月1日以降、内定取り消しをしていない事業主
  - ▶ 市税の滞納など、市に対する債務不履行がない事業主

■雇用する労働者の要件 次のいずれかに該当する市民
 

- ▶ 離職者…令和2年4月1日以降に事業主

都合により解雇または雇止めを受けた人
 

- ▶ 廃業者…令和2年4月1日以降に廃業した個人事業主
- ▶ 内定取り消し者…令和元年6月1日以降に内定を取り消された人

■支給額 雇用契約などで定める基礎賃金2カ月分相当額(1人上限50万円、1事業者3人まで対象・最大150万円)

■申請期限 雇用契約等締結日から起算して30日を経過した日または令和4年3月31日のいずれか早い日

\*申請方法などは、市ホームページで紹介しています



市ホームページ QRコード

【問い合わせ】本館商工労政課(☎41-3536)

対象者に10万円を支給

## 感染症の影響による事業主都合で失業した人が対象 花巻市失業者生活見舞金



市では、事業主都合で失業することになった人を対象に、見舞金を支給しています。

- 対象 次の要件を全て満たす人
  - ▶ 同一の事業所に3カ月以上勤務し、令和2年4月1日～4年3月31日に新型コロナウイルス感染症の影響で失業(労働期間の更新が認められなかった場合を含む)した人
  - ▶ 失業日から本制度の申請日までの期間、継続して本市の住民基本台帳に記載されている人
  - ▶ 失業日まで雇用保険の被保険者であり、かつ、医療保険の被扶養者となっていない人
  - ▶ 本制度の申請日において、生活保護の認定を受けていない人
- ※次のいずれかに該当する人は対象外
  - ▶ 失業日以前に事業所の役員だった人
  - ▶ 本制度の申請日において再就職し、雇用保険の被保険者となった人
  - ▶ 「労働期間の更新を行わないこと」を条件に契約を締結した人

■支給額 10万円(同一年度内1回限り)

■申請期限 令和4年3月31日(木)

■申請方法 申請書に必要事項を記入の上、
 

- ▶ 失業日を確認することができる書類(雇用保険受給資格者証、離職票、雇用保険被保険者資格喪失確認通知書、退職証明書など)
- ▶ 失業日以前に3カ月以上、同一の事業所に勤務していたことが確認できる書類(給与明細書、出勤簿など)
- ▶ 本人確認ができる書類(運転免許証、保険証など)一の写しを添えて、下記へ提出

\*申請様式などは、市ホームページに掲載しています



市ホームページ QRコード

【問い合わせ】本館商工労政課(☎41-3536)